

第二次救急医療機関について

- 第二次救急医療機関とは、入院を要する救急医療を担う医療機関であって、第三次救急医療機関以外のものであり、都道府県が作成する医療計画に基づいて整備を進めるものである。

（求められる医療機能は別紙のとおり。）

- 昭和52年以来、初期、二次、三次といった階層的救急医療体制の整備を進めるとともに、第二次救急医療機関の整備の一環として、病院群輪番制病院や共同利用型病院へも補助を行ってきた。

- ・病院群輪番制病院 .. 医療圏単位で、圏内の複数の病院が、当番制により、休日及び夜間における診療体制の確保を図るもの。

（408地区、3143ヶ所）

- ・共同利用型病院 .. 医療圏単位で、拠点となる病院が一部を開放し、地域の医師の出務による協力を得て、休日及び夜間における診療体制の確保を図るもの。

（10ヶ所）

- 近年の、三位一体改革等に伴い、病院群輪番制病院等の運営費補助は、平成17年度より一般財源化された。